

## IV 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

| 番 号                               | チ ェ ッ ク 項 目 ( 100 の 「エイジアクション」 )   | 結 果 |     |
|-----------------------------------|--|-----|-----|
|                                   |  |     | 優先度 |
| <b>1 高年齢労働者の戦力としての活用</b>          |  |     |     |
| 1                                 | 高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。  |     |     |
| <b>2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理</b>         |  |     |     |
| <b>(1) 基本方針の表明</b>                |  |     |     |
| 2                                 | 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。  |     |     |
| <b>(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等</b> |  |     |     |
| 3                                 | 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。  |     |     |
| 4                                 | 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。                       |     |     |
| 5                                 | 高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。     |     |     |
| <b>3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策</b> |  |     |     |
| <b>(1) 転倒防止</b>                   |  |     |     |
| <b>① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置</b>        |  |     |     |
| 6                                 | 通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。                         |     |     |
| 7                                 | 床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。  |     |     |
| 8                                 | 階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。   |     |     |
| 9                                 | 階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。                            |     |     |
| 10                                | 通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。                                     |     |     |
| <b>② 安全な作業靴の着用</b>                |  |     |     |
| 11                                | 作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させている。  |     |     |
| <b>③ 歩行時の禁止事項</b>                 |  |     |     |
| 12                                | 書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。                     |     |     |
| <b>④ 危険マップ等の作成・周知</b>             |  |     |     |
| 13                                | ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。   |     |     |
| <b>(2) 墜落・転落防止</b>                |  |     |     |
| <b>① 高所作業の回避</b>                  |  |     |     |
| 14                                | 高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。   |     |     |
| <b>② 作業床・手すり等の設置</b>              |  |     |     |
| 15                                | 高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。 |     |     |
| <b>③ 保護具の使用</b>                   |  |     |     |
| 16                                | 高所で作業をさせる場合には、ヘルメット（「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。）を着用させた上で、安全帯を使用させている。     |     |     |

| 番 号 | チ ェ ッ ク 項 目 ( 100 の 「エイジアクション」 )  | 結 果 |     |
|-----|---|-----|-----|
|     |   |     | 優先度 |
|     | ④ 墜落・転落防止設備の作業前確認   |     |     |
| 17  | 高所で作業をさせる場合には、その作業開始前に、作業床や手すり、安全帯を安全に取り付ける設備等の安全性の確認を行っている。                                      |     |     |
|     | ⑤ はしご・脚立の使用の回避  |     |     |
| 18  | はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させている。   |     |     |
|     | ⑥ はしご・脚立の安全使用   |     |     |
| 19  | はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させている。   |     |     |
|     | (3) 腰痛予防  |     |     |
|     | ① 作業姿勢  |     |     |
| 20  | ひねり、前かがみ、中腰等の不自然な作業姿勢を取らせないようにしている。   |     |     |
| 21  | 肘（ひじ）の曲げ角度が90度になるように、作業台の高さを調節している。   |     |     |
| 22  | 同一作業姿勢を長時間取らせないようにしている。   |     |     |
| 23  | 不自然な姿勢を取らざるを得ない場合や反復作業を行わせる場合には、休憩・休止をはさんだり、他の作業と組み合わせることにより、できる限り連続しないようにしている。                   |     |     |
|     | ② 重量物の取扱い   |     |     |
| 24  | 重量物の取扱作業を、できる限り少なくしている。   |     |     |
| 25  | 重量物を取り扱う場合には、機械（台車・昇降装置・バランスー等）による自動化・省力化、腰痛予防ベルト・アシストスーツ等の活用による負担の軽減を行っている。                      |     |     |
| 26  | 重量物の重量や外観から判断できない偏った重心の位置を、できる限り明示している。   |     |     |
|     | ③ 介護・看護作業   |     |     |
| 27  | 要介護者のベッドから車いす等への移乗介助等には、介護用リフト、スライディングボード・シート等を活用している。  |     |     |
|     | (4) はさまれ・巻き込まれ防止  |     |     |
|     | ① ガードの設置  |     |     |
| 28  | 機械の危険な部分には、バランスを崩しても、接触することがない高さのガード（囲い、柵、扉、カバー等）を設けて防護するとともに、そのガードには、ぶつかっても怪我をしないようにクッションをつけている。 |     |     |
|     | ② 安全装置の設置   |     |     |
| 29  | 身体の一部が機械と接触する前に、機械が安全側に停止する安全装置を設けている。  |     |     |
|     | ③ 標識・表示等  |     |     |
| 30  | 機械の危険な部分には、見やすい標識・表示等により注意喚起を行っている。   |     |     |
|     | ④ 機械の保守・点検時の停止  |     |     |
| 31  | 機械を停止させて、点検中等の表示をした上で、機械の清掃・修理等の保守・点検を行っている。  |     |     |
|     | ⑤ 服装の確認   |     |     |
| 32  | 上着やズボンの裾は巻き込まれるおそれがないか、袖のボタンはかけているか等について、作業開始前に確認している。  |     |     |
|     | ⑥ 安全装置の確認   |     |     |
| 33  | 安全カバー・安全囲い等を取り外した場合には、機械が停止することを確認している。   |     |     |
|     | (5) 交通労働災害防止  |     |     |
|     | ① 適正な労働時間管理・走行管理  |     |     |
| 34  | 長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものになっている。                                    |     |     |

## IV

### チェックリスト

| 番 号                       | チ ェ ッ ク 項 目 ( 100 の 「エイジアクション」 )   | 結 果 |     |
|---------------------------|--|-----|-----|
|                           |  |     | 優先度 |
| <b>② 安全健康問いかけ等</b>        |  |     |     |
| 35                        | 疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問いかけやアルコールチェッカー等により確認している。                      |     |     |
| <b>③ 運転適性の検査</b>          |  |     |     |
| 36                        | 運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行っている。   |     |     |
| <b>④ 交通安全教育の実施</b>        |  |     |     |
| 37                        | 睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っている。                |     |     |
| 38                        | 自動車運転を専門とする運転手については、ドライブ・レコーダーの記録や添乗チェック等により運転技能を確認して、運転指導を行っている。                        |     |     |
| <b>⑤ 交通安全情報マップの作成・周知</b>  |  |     |     |
| 39                        | 交通事故発生状況、デジタル・タコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知している。                 |     |     |
| <b>⑥ 先進安全技術を搭載した車両の導入</b> |  |     |     |
| 40                        | 自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入している。  |     |     |
| <b>⑦ 異常気象時等の対応</b>        |  |     |     |
| 41                        | 急な天候の悪化や異常気象の場合には、安全の確保のための走行中止、徐行運転や一時待機等の必要な指示を行っている。                                  |     |     |
| <b>⑧ 点検・整備</b>            |  |     |     |
| 42                        | 定期点検整備のほかに、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、車両の保守管理を適切に行っている。                                   |     |     |
| <b>(6) 熱中症予防</b>          |  |     |     |
| <b>① 作業計画の策定等</b>         |  |     |     |
| 43                        | 天気予報や熱中症予報で把握した熱中症発生の危険度に応じて、作業の中止、作業時間の短縮等ができるように、余裕を持った作業計画を立てている。                     |     |     |
| <b>② 暑さ指数（WBGT値）の把握</b>   |  |     |     |
| 44                        | 暑さ指数（WBGT値）を測定して、基準値を超える（おそれのある）作業場所（高温多湿作業場所）については、必要な熱中症予防対策を行っている。                    |     |     |
| <b>③ 暑さ指数を下げるための設備の整備</b> |  |     |     |
| 45                        | 簡易な屋根、通風・冷房設備や、ミストシャワー等の暑さ指数を下げるための設備を整備している。  |     |     |
| <b>④ 休憩場所の整備</b>          |  |     |     |
| 46                        | 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を整備している。   |     |     |
| <b>⑤ 涼しい服装</b>            |  |     |     |
| 47                        | クールジャケット等の透湿性・通気性のよい服を着用させるとともに、直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット等）を着用させている。                     |     |     |
| <b>⑥ 作業時間の短縮等</b>         |  |     |     |
| 48                        | 暑さ指数が高いときは、作業の中止、作業時間の短縮、こまめな休憩、身体作業強度の低い作業への変更、作業場所の変更等を行っている。                          |     |     |
| <b>⑦ 熱への順化</b>            |  |     |     |
| 49                        | 暑さに慣れるまでの間（梅雨明け直後、長期の休み明け等）は十分な休憩を取り、1週間程度以上かけて徐々に身体を慣らすようにしている。                         |     |     |
| <b>⑧ 水分・塩分の摂取</b>         |  |     |     |
| 50                        | 自覚症状の有無に関わらず、定期的に水分・塩分を摂取させている。  |     |     |
| <b>⑨ 健康診断の有所見者への対応</b>    |  |     |     |
| 51                        | 健康診断結果に所見のある高齢労働者に、高温多湿作業場所で作業をさせる場合には、医師の意見を聴いて、適切な就業上の措置（作業時間の短縮、就業場所や作業内容の変更等）を行っている。 |     |     |

| 番 号                           | チ ェ ッ ク 項 目 ( 100 の 「エイジアクション」 )  | 結 果 |     |
|-------------------------------|---|-----|-----|
|                               |   |     | 優先度 |
|                               | ⑩ 健康問いかけ  |     |     |
| 52                            | 作業開始前に、睡眠不足や体調不良の有無等の問いかけを行って、健康状態を確認している。                                |     |     |
|                               | ⑪ 作業中の巡視  |     |     |
| 53                            | 高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻繁に行って、暑熱環境や健康状態等を確認している。                               |     |     |
| <b>4 高齢労働者の作業管理</b>           |   |     |     |
| <b>(1) 作業内容の調整や作業開始前の準備体操</b> |   |     |     |
| 54                            | 高齢労働者の身体・精神機能には個人差が大きいことを踏まえて、個々人の状況に応じて、作業負荷が大きすぎないように、作業内容をきめ細かく調整している。 |     |     |
| 55                            | 作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手できるようにしている。                        |     |     |
| <b>(2) 作業負荷の軽減</b>            |   |     |     |
| 56                            | 強い筋力を要する作業や長時間にわたって筋力を使用する作業は減らしている。                                      |     |     |
| 57                            | 呼吸が乱れるような速い動作を伴う作業や瞬時の判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がかからないようにしている。    |     |     |
| <b>(3) 作業ペースや作業量のコントロール</b>   |   |     |     |
| 58                            | 担当する作業の量や到達点を事前に明示するほか、自らの作業の進捗状況を確認できるようにしている。                           |     |     |
| 59                            | 作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個々人に合ったものとなるように調整している。                        |     |     |
| <b>(4) 休憩・休止</b>              |   |     |     |
| 60                            | 休憩時間のほかに、トイレに行くための時間や作業の休止時間を取ることができるようにしている。                             |     |     |
| 61                            | 高度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしている。                                   |     |     |
| 62                            | 疲労やストレスを効果的に癒すことができる休憩室、シャワー室、相談室、運動施設等を設置している。                           |     |     |
| <b>5 高齢労働者の作業環境管理</b>         |   |     |     |
| <b>(1) 視覚環境の整備</b>            |   |     |     |
| 63                            | 書面・ディスプレイ（表示画面）、掲示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくなるように工夫している。                         |     |     |
| 64                            | 手元や文字が見やすくなるように、職場の明るさを確保している。  |     |     |
| 65                            | 近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整している。                           |     |     |
| <b>(2) 聴覚環境の整備</b>            |   |     |     |
| 66                            | 会話を妨げる背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしている。                                       |     |     |
| 67                            | 会話を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法（書面、回転灯、タワーランプ等）によっている。         |     |     |
| <b>(3) 寒冷環境への対応</b>           |   |     |     |
| 68                            | 寒冷環境に長時間さらされないように作業計画を立てている。  |     |     |
| 69                            | 寒冷環境下での作業を開始する前に、体を温めるための準備運動を行うとともに、作業時は、保温性のある防寒具（服装、手袋、帽子、靴等）を着用させている。 |     |     |

## IV

### チェックリスト

| 番 号                               | チ ェ ッ ク 項 目 ( 100 の 「エイジアクション」 )   | 結 果 |     |
|-----------------------------------|--|-----|-----|
|                                   |  |     | 優先度 |
| <b>6 高齢労働者の健康管理</b>               |  |     |     |
| <b>(1) 健康診断と事後措置の確実な実施等</b>       |  |     |     |
| <b>① 健康診断の確実な実施等</b>              |  |     |     |
| 70                                | 病気があったり、体調が不良であったりする高齢労働者も見られること等を踏まえて、きめ細かな健康管理を行っている。  |     |     |
| 71                                | 法令に基づく健康診断の対象外となる場合もある定年退職後に再雇用された短時間勤務者や隔日勤務者等についても、健康診断を実施している。                                  |     |     |
| <b>② 健康診断の事後措置</b>                |  |     |     |
| 72                                | 健康診断結果に所見がある場合には、医師等の意見を勘案して、就業上の措置（作業時間の短縮、作業内容の変更等）を確実にやっている。                                    |     |     |
| 73                                | 所見のある健康診断結果を踏まえて、医師等から意見を聴取する際には、医師等が判断を行うに当たって必要となる本人の就業状況に関する情報（作業時間、作業内容等）を的確に提供している。           |     |     |
| <b>③ 保健指導、健康相談等</b>               |  |     |     |
| 74                                | 保健指導や健康相談等においては、健康診断の有所見の状況やその経年的な変化に応じて、必要となる具体的な取組内容（運動、休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙、口腔衛生等）を指示している。        |     |     |
| <b>④ 精密検査や医療機関への受診の勧奨</b>         |  |     |     |
| 75                                | 健康診断において生活習慣病が把握された場合には、保健指導による進行の抑制に加えて、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。                                   |     |     |
| 76                                | 健康診断において職務遂行能力に大きな影響を及ぼす視力や聴力等に所見がある場合には、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。                                   |     |     |
| <b>⑤ 病気退職後の職場復帰</b>               |  |     |     |
| 77                                | 医療機関への受診終了後においても、退職前の体調にまでには未回復であったり、体力が低下していたりする場合も見られること等を踏まえて、病気退職後の職場復帰が円滑にできるように就業上の配慮を行っている。 |     |     |
| <b>⑥ 体調不良時等に対応できる体制の整備</b>        |  |     |     |
| 78                                | 体調不良等の場合に、職場で休養できる部屋を確保するとともに、すぐに医療機関等を受診できる体制を整備している。   |     |     |
| <b>(2) メンタルヘルスケア</b>              |  |     |     |
| <b>① 高齢労働者の特性への配慮</b>             |  |     |     |
| 79                                | 高齢労働者の特性（職場における役割の変化、病気・体調不良、睡眠の質の低下等に伴うストレスの増加やストレス耐性の低下等）を踏まえたメンタルヘルスケアを行っている。                   |     |     |
| <b>② 研修・情報提供</b>                  |  |     |     |
| 80                                | 高齢労働者や管理監督者に対して、メンタルヘルスケアについての研修や情報提供を行っている。   |     |     |
| <b>③ 相談窓口の設置</b>                  |  |     |     |
| 81                                | メンタルヘルスケアについての相談窓口の設置等により相談しやすい環境を整備している。  |     |     |
| <b>④ ストレスチェック</b>                 |  |     |     |
| 82                                | ストレスチェック（ストレスの状況を把握するための検査）を実施して、作業時間の短縮、作業内容の変更等の就業上の措置や職場環境の改善を行っている。                            |     |     |
| <b>⑤ 職場復帰の支援</b>                  |  |     |     |
| 83                                | メンタルヘルス不調により退職した場合に、円滑に職場復帰できるようにするためのプログラムを定めている。   |     |     |
| <b>(3) 転倒・腰痛等の予防のための体力測定・運動指導</b> |  |     |     |
| 84                                | 転倒・腰痛等に関連する体力測定やその予防のための筋トレ・ストレッチ体操等の運動指導を行っている。   |     |     |
| <b>(4) がんの教育と検診</b>               |  |     |     |
| 85                                | がんについての理解を促す健康教育を行うとともに、がん予防につながる生活習慣の改善（禁煙等）の指導を行っている。  |     |     |
| 86                                | がん検診を実施したり、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。  |     |     |

| 番号   | チェック項目 (100の「エイジアクション」)   | 結果 |     |
|--|---|----|-----|
|  |   |    | 優先度 |
| <b>7 高齢労働者に対する安全衛生教育</b>   |   |    |     |
| <b>(1) 安全衛生教育の確実な実施</b>  |   |    |     |
| 87   | 法令で定められた安全衛生教育を確実に実施している。   |    |     |
| <b>(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育</b>   |   |    |     |
| 88   | 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクを低減させるための安全衛生教育を行っている。   |    |     |
| <b>(3) 教育・指導の実施に当たっての高齢労働者の特性への配慮</b>  |   |    |     |
| 89   | 「ベテランだから大丈夫」という先入観は持たないで、十分な時間をかけて、教育・指導を行っている。   |    |     |
| <b>8 高齢労働者の勤務条件</b>  |   |    |     |
| <b>(1) 勤務形態・労働時間</b>   |   |    |     |
| 90   | 定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を利用できるようにしている。  |    |     |
| <b>(2) 夜勤</b>  |   |    |     |
| 91   | できる限り夜勤を避けるとともに、夜勤をさせる場合には、心身の負担を軽減するように夜勤シフトや休日を調整している。                                    |    |     |
| <b>(3) 安全や健康の確保に配慮した職務配置</b>   |   |    |     |
| 92   | 高齢労働者の健康状態、身体・精神機能の状態等を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行っている。                                    |    |     |
| <b>(4) 高齢労働者の円滑な職場適応</b>   |   |    |     |
| 93   | 高齢労働者の職場における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適応できるように、きめ細かな目配りを行っている。                                     |    |     |
| <b>(5) 治療と仕事との両立支援</b>   |   |    |     |
| 94   | 治療と仕事との両立を図りながら、安心して働けるように必要な支援や環境整備を行っている。   |    |     |
| <b>9 高齢期に健康で安全に働くことができるようになるための若年時からの準備 (エイジ・マネジメント)</b>   |   |    |     |
| <b>(1) 健康づくりの支援</b>  |   |    |     |
| 95   | 高齢期になっても元気に働くことができるように、若年時から、運動指導、生活習慣指導 (休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙等) 等の健康教育、口腔衛生等の健康づくりの支援を行っている。 |    |     |
| <b>(2) 女性特有の健康上の課題 (母性健康管理、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等) についての支援</b>   |   |    |     |
| 96   | 妊娠・出産に伴う体調不良や更年期障害の症状が強い場合には、就業上の配慮や産婦人科の受診勧奨を行っている。  |    |     |
| 97   | 乳がんや子宮がんについて、女性労働者に対する健康教育を行うとともに、がん検診の実施、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。                  |    |     |
| 98   | 若年時から、更年期以降の骨粗しょう症についての健康教育を行うとともに、極端なダイエットの防止等の食事指導や運動習慣づくりの支援を行っている。                      |    |     |
| <b>(3) 長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保</b>  |   |    |     |
| 99   | 仕事により心身の健康を害することのないように、若年時から、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保を行っている。                                |    |     |
| <b>(4) キャリア形成の支援</b>   |   |    |     |
| 100  | 若年時から、高齢期までを見据えたキャリア形成の支援を行うとともに、高齢期を迎える前に、今後のキャリアについて考える機会を提供している。                         |    |     |
| <p>(注1) 「結果」欄の記入方法は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○」: 取組を既に行っており、現行のままでよい。</li> <li>・「×」: 取組を行っていない、又は行っているが、さらに改善が必要。</li> <li>・「-」: 対象業務なし、又は検討の必要なし。</li> </ul> <p>(注2) 「優先度」欄は、優先して改善の取組を行う必要があると考える項目にチェックを入れます。</p> |   |    |     |

(※) 「安全帯」は「墜落制止用器具」と名称変更しています。